

北陸信越運輸局報

第 421 号

平成26年10月21日（火 曜日）
（毎月 3回 1・11・21日発行）

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電 話 (025) 285-9000
F A X (025) 285-9170
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目 次

公 示	△「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について	1～4ページ
許認可等	△自動車分解整備事業の認証	4～5ページ
行政処分	△北陸信越運輸局管内に営業所がある累積点数21点以上の事業者	5ページ

○ 公 示

公示第51号

「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成14年7月1日付け公示第11号）を別紙のとおり一部改正する。

平成26年10月16日

北陸信越運輸局長 徳 永 泉

別紙 「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」

新	旧
<p>公 示</p> <p>公示第11号</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。<u>以下「法」という。</u>）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p>北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p>記</p>	<p>公 示</p> <p>公示第11号</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の申請について、道路運送法（昭和26年法律第183号。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p>北陸信越運輸局長 武藤 秀一</p> <p>記</p>

1. 許可（法第4条第1項）

(1)～(9) (略)

(10) 法令遵守

①～② (略)

③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。以下「申請者等」という。）が、以下の（イ）～（ウ）のすべてに該当する等、法令遵守の点で問題がないこと。

（イ）～（ハ） (略)

（ニ）申請者等が、申請日前2年間に、法第40条の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日までの間に法第38条第1項の規定に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止をした者が法人である場合における当該処分を行う原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任した者を含む。）ではないこと。

（ホ）自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づき申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

（ヘ）法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

（ト）申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。

（チ）申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。

（リ）旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

(11)～(12) (略)

2.～10. (略)

1. 許可（道路運送法（以下「法」という。）第4条第1項）

(1)～(9) (略)

(10) 法令遵守

①～② (略)

③ 申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。以下「申請者等」という。）が、以下の（イ）～（~~チ~~）のすべてに該当する等、法令遵守の点で問題がないこと。

（イ）～（ハ） (略)

（ニ）自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づき申請日前2年間及び申請日以降に営業の停止命令、認定の取消し又は営業の廃止命令の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

（~~ホ~~）法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により、輸送の安全確保、公衆の利便を阻害する行為の禁止、公共の福祉を阻害している事実等に対し改善命令を受けた場合にあっては、申請日前に当該命令された事項が改善されていること。

（~~ト~~）申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと。

（~~チ~~）申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検（無保険）運行及び救護義務違反（ひき逃げ）等）がないこと。

（~~チ~~）旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）及び自動車事故報告規則に基づく各種報告書の提出を適切に行っていること。

(11)～(12) (略)

2.～10. (略)

別記様式 (略)

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 事案処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は『「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱いについて』（平成14年1月31日付け国自旅第163号）により取扱うこととし、当該通達は申請窓口に備え置くものとする。
3. 「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成14年1月31日付け公示第110号）は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

附 則（平成16年7月27日付け公示第52号で一部改正）

この公示は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成17年4月28日付け公示第9号で一部改正）

この公示は、平成17年4月28日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成18年1月27日付け公示第101号で一部改正）

この公示は、平成18年2月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成18年9月29日付け公示第65号で一部改正）

この公示は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成19年8月6日付け公示第56号で一部改正）

1. この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請から適用する。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月30日付け公示第33号で一部改正）

この公示は、平成20年7月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成21年9月30日付け公示第62号で一部改正）

この公示は、平成21年10月1日以降に受理する申請から適用する。

別記様式 (略)

附 則

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 事案処理に際して、本審査基準に規定した要件以外は『「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱いについて』（平成14年1月31日付け国自旅第163号）により取扱うこととし、当該通達は申請窓口に備え置くものとする。
3. 「一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する審査基準について」（平成14年1月31日付け公示第110号）は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。

附 則（平成16年7月27日付け公示第52号で一部改正）

この公示は、平成16年8月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成17年4月28日付け公示第9号で一部改正）

この公示は、平成17年4月28日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成18年1月27日付け公示第101号で一部改正）

この公示は、平成18年2月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成18年9月29日付け公示第65号で一部改正）

この公示は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用する。

附 則（平成19年8月6日付け公示第56号で一部改正）

1. この公示は、平成19年9月10日以降に受理する申請から適用する。
2. 「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成15年3月18日、国自整第216号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者については施行日から2年間、施行前に一般貸切旅客自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から2年間、外部委託を継続することを可能とする。

附 則（平成20年6月30日付け公示第33号で一部改正）

この公示は、平成20年7月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成21年9月30日付け公示第62号で一部改正）

この公示は、平成21年10月1日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成 25 年 10 月 31 日付け公示第 58 号で一部改正）
この公示は、平成 25 年 11 月 1 日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成 26 年 1 月 27 日付け公示第 87 号で一部改正）
この公示は、平成 26 年 1 月 27 日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成 26 年 10 月 16 日付け公示第 51 号で一部改正）
この公示は、平成 26 年 10 月 17 日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成 25 年 10 月 31 日付け公示第 58 号で一部改正）
この公示は、平成 25 年 11 月 1 日以降に受理する申請から適用する。

附 則（平成 26 年 1 月 27 日付け公示第 87 号で一部改正）
この公示は、平成 26 年 1 月 27 日以降に受理する申請から適用する。

○ 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	新認証第 316 号
認証年月日	平成 26 年 10 月 8 日
事業者名	日立建機日本株式会社
事業場名	日立建機日本株式会社 長岡営業所
事業場所在地	新潟県長岡市高見町字大潟 3008 番地 3
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、大型特殊自動車、小型四輪自動車
対象とする装置の種類	普中、普小、大特、小四 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く

認証番号	新認証第 317 号
認証年月日	平成 26 年 10 月 8 日
事業者名	株式会社丸山自動車
事業場名	ポケットカーズ 三条店
事業場所在地	新潟県三条市須頃 2 丁目 41 番地
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	石認証第 355 号
認証年月日	平成 26 年 10 月 8 日
事業者名	山岸 一雄
事業場名	山岸自動車钣金
事業場所在地	石川県羽咋市千里浜町ヨ 99 番

自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】
業務範囲の限定	なし

○ 行 政 処 分

■北陸信越運輸局管内に営業所がある累積点数21点以上の事業者(平成26年9月30日現在)
(自動車運送事業安全監理室)

旅客自動車運送事業者

事業の種類	事業者名	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般乗用	株式会社三洋タクシー	新潟県新潟市東区藤見町 2-6-5	47	無認可運賃

貨物自動車運送事業者

事業の種類	事業者名	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般貨物	泉運送株式会社	新潟県上越市福橋字前田 719-4. 718-1	72	運転者過労防止義務違反
一般貨物	株式会社豊明運輸	新潟県新潟市北区島見町 2434-52	32	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社北都富山 (現 株式会社北都高速運輸 倉庫富山)	富山県砺波市狐島 350-1	30	運転者過労防止義務違反
一般貨物	株式会社アイル	富山県富山市黒崎 4 9 1 番地 1	27	無車検運行
一般貨物	新発田陸送株式会社	新潟県新発田市日渡 131	25	運転者過労防止義務違反
一般貨物	新潟三和運輸有限会社	新潟県三条市大字一ツ屋敷新田 607-1	24	運転者過労防止義務違反
一般貨物	武石運輸株式会社	長野県上田市下武石 30	24	運転者過労防止義務違反
一般貨物	櫻田 貞一	長野県小諸市乙 983-21	23	酒気帯び乗務
一般貨物	株式会社物流チショウ	石川県小松市上牧町ハ 172	22	運転者過労防止義務違反